

兵庫県高等学校写真連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、兵庫県高等学校写真連盟と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は、兵庫県高等学校写真部（同好会等）生徒の創造活動の向上充実を図り、写真部の健全な発展と振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会、技術講習会、撮影会、コンテスト、展覧会などの開催。
- (2) 全国高等学校総合文化祭、近畿高等学校総合文化祭及び兵庫県高等学校総合文化祭に参加。
- (3) その他、前条の目的を果たすために必要な事業。

(組 織)

第4条 本連盟は、県内における高等学校、高等部を設置する特別支援学校及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をもって組織する。

- 2 目的を達成するために、各地域に以下の支部を置き、支部長のもとで活動をする。
神戸支部・阪神支部・東播磨支部・西播磨支部・淡路支部・但馬支部・丹有支部

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 理事長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 1 名 |
| (5) 支部長 | 各支部に1名 |
| (6) 代表理事 | 各支部より1名 |
| (7) 理 事 | 各支部より1名 |
| (8) 会 計 | 1 名 |
| (9) 監 事 | 2 名 |

(役員の選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事長の勤務校の校長が務める。
- (2) 副会長は、副理事長の勤務校の校長が務める。
- (3) 理事長は、理事会において推挙する。
- (4) 副理事長は、理事会において推挙する。
- (5) 支部長は、各支部代表理事または理事の勤務校の校長が務める。
- (6) 代表理事は、各支部からの推挙に基づいて決定する。
- (7) 理事は、各支部からの推挙に基づいて決定する。
- (8) 会計は、神戸支部、阪神支部、東播磨支部、西播磨支部の順に担当し、各支部からの推挙に基づいて決定する。
- (9) 監事は、県総文担当支部の理事が務める。ただし、会計担当者が所属する支部は除く。
理事が1名の淡路支部ならびに但馬支部は合同で務める。

2 役員の重任は妨げない。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会の決議に基づいて会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその任務を代行する。
- (5) 支部長は、各支部を代表し、会務を統轄する。
- (6) 代表理事と理事は、理事会を組織し、本連盟の会務を審議し執行する。
- (7) 会計は、本連盟の会計を処理する。
- (8) 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、必要により補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員の辞任、又は任期満了の場合においても、後任の者が就任するまでは、その任務を行うものとする。
- 4 会計の再任は3年を期限とする。

第3章 会 議

(会 議)

第9条 本連盟に理事会を置き、会長が必要に応じてこれを招集する。

- 2 会議の議長は、理事長がこれにあたる。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。ただし、代理の出席を妨げない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 5 理事会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃。
 - (2) 県総合文化祭その他の大会等に関する事項。
 - (3) 会務の運営、執行に関する事項。
 - (4) 予算及び決算に関する事項。
 - (5) その他の重要事項。

(顧 問)

第10条 本連盟には、若干の顧問を置くことができる。

第4章 会 計

(経 費)

第11条 本連盟の経費は、加盟登録料、兵庫県高等学校文化連盟からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 事務局

(事務局)

第13条本連盟の事務を処理するため、事務局を理事長の勤務校に置く。

(補 則)

第14条この規約に定めない事項については、理事会の決議を経て、別に定めることができる。

付 則

- 1 この規約は、平成4年10月6日から施行する。
- 2 この規約は、平成8年2月3日に一部改正する。
- 3 この規約は、令和2年5月26日に一部改正する。

